

火災・事故災害対策編

第1部 火災対策

第1章 総 則

第1節 本市の火災を取り巻く環境

市は、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本市の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資する。

第1 市街地等の状況

都市計画法においては、建築物の構造等を制限することによる都市の不燃化を目的とし、市街地における火災の危険を防除するため、防火地域及び準防火地域が定められている。

令和6年1月1日現在、市内に防火地域及び準防火地域は存在しない。

第2 野外堆積物の状況

市内においては、古タイヤ、使用済自動車、廃棄物等が野外に堆積されている箇所があり、そうした場所での火災の発生の危険性は地域住民に不安を与えるなど社会的影響も大きい。

第3 林野の状況

本市の林野面積は、8,087ha、そのうち民有林が7,764ha(令和5年版栃木県森林・林業統計書)とその96%を占めている。

第4 火災の発生状況

本市における令和4年中の火災発生状況は総論第4節の第2のとおりである。

第2章 予 防

第1節 住民等の防災活動の推進

住民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、地域防災力の強化を図る。

第1 火災予防対策の推進

1 防災意識の普及啓発

市及び県は、春季・秋季の全国火災予防運動、防災週間等を通じ、住民に対し、大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知する。

2 林野火災に関する防火意識の啓発

市は、林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いであることから、栃木県春の山火事防止強調運動（3月1日～5月31日）等を通じ、県や関係機関等と連携して、林業関係者や林野周辺住民、ハイカーなどの入山者等への防火意識の啓発を実施する。

第2 地域防災力の強化

1 自主防災組織の育成・強化

風水害等対策編第1章第2節第3の2に準ずる。市及び県は、住民一人ひとりが「自らの身の安全、自らの地域は自らが守る」ことを基本に、平常時から地域、家庭、職場等で災害に対する十分な備えを行い、災害時には迅速、的確に対応できるよう自主防災意識の普及、徹底を図る。

2 消防団の活性化

風水害等対策編第1章第2節第4に準ずる。

3 女性防火クラブ等の育成強化

市は、地域の防火・防災意識の高揚と自主防災活動の活性化を図るため、女性防火クラブ等の育成強化を推進する。また、県は、クラブ間の相互交流と活動内容の情報交換等の支援を行い、県全体の活動の活性化を図る。

第2節 火災に強い地域づくり

都市基盤施設の整備・緑地整備等による延焼拡大防止策の推進、野外堆積物に対する管理指導による火災発生原因の除去や建築物の安全化を総合的に展開する。

第1 火災に強いまちづくり

風水害等対策編第1章第6節第1に準ずる。

第2 火災に強い都市の形成

1 災害に強い都市構造の形成

市及び県は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防火活動拠点ともなる幹線道路、都市公園、河川、緑地など骨格的な都市基盤施設の整備、老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業、市街地再開発事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保、耐震性貯水槽、河川水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに、防火地域、準防火地域の的確な指定により火災に配慮した土地利用への誘導等により、災害に強い都市構造の形成に努める。

また、市、県及び事業者等は、高層建築物や火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物や緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について、ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努める。

2 火災延焼防止のための緑づくり

震災対策編第1章第6節第1の4に準ずる。

第3 野外堆積物対策

市、県及び消防本部は、廃棄物等を多量に保管している場所で火災予防上特に必要があると思われるものについて、市まちづくり課や県環境森林部等の廃棄物担当部局との連携を密にし、野外堆積物の場所、種類及び量、消防活動上の障害等を把握し、また、火災予防上適切な措置を講じるよう事業者等に指導する。

第4 林野等の整備

1 林野火災特別地域対策事業の推進

市及び県は、林野火災発生又は拡大の危険性の高い地域を林野火災特別地域に指定し、関係市町による林野火災対策の総合的な計画である林野火災特別地域対策事業計画を作成し、これに基づき事業を推進する。

2 火災に強い森林づくりと管理活動の推進

市及び県は、林野火災の延焼防止のため、林縁や林内に防火樹林帯の設置促進に努め、森林所有者及び地域の林業関係団体等は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第5 火災に対する建築物等の安全化

1 建物火災安全対策の充実

市、県、消防本部及び事業者は、避難経路や火気使用店舗等の配置の適正化や防火区画の徹底などにより火災に強い構造の形成を図るとともに、不燃性材料・防炎物品の使用、店舗等の火気の使用制限、安全なガスの使用など火災安全対策の充実を図る。

第3節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

平常時から関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市・消防機関の連携などの相互連携体制強化対策を実施する。

第1 情報収集・伝達体制の整備

1 火災警報発令等情報の充実

宇都宮地方気象台は、大規模な火事災害防止のため、気象の実況の把握に努め、市の行う火災警報等災害防止のために必要な火災気象通報等の情報充実と適時・的確な発表に努める。

2 情報の収集・伝達

(1) 市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関及び機関相互間ににおいて情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。

(2) 市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、被災地における情報の迅速かつ正確な収集・連絡を行うため、情報の収集・連絡システムのICT化に努める。

(3) 市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報の形式を標準化し、共通のシステムに集約できるよう努める。

3 機動的な情報収集体制の整備

市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、機動的な情報収集活動を行うため、多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに、ヘリテレ映像伝送システム等画像情報の収集・連絡システムの整備を推進する。

また、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性にかんがみ、発災現場等において情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備を推進する。

4 多様な情報収集体制の整備

市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

5 通信確保対策

市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、非常災害時の通信の確保を図るため、平常時から災害対策を重視した無線設備の総点検を定期的に実施するとともに、非常通信の取り扱いや機器の操作の習熟を図るため、他の防災関係機関等との連携による通信訓練の積極的な実施に努める。また、山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進する。

第2 災害応急体制の整備

1 職員の体制

市、消防本部、県、県警察本部及びその他の防災関係機関は、それぞれの機関における実情に応じ職員の非常参集体制の整備を図る。

また、それぞれの機関の実情を踏まえ、必要に応じ応急活動のためのマニュアルを作成し、定期的な訓練を実施し、職員に周知するとともに活動手順や他の職員、機関等との連携等について徹底を図る。

2 防災関係機関との連携

(1) 災害発生時には、防災関係機関相互の連携体制が重要であり、市、消防本部、県及びその他の防

災関係機関は、応急活動及び復旧活動に関し、各関係機関において相互応援の協定を締結する等平常時から連携を強化しておく。

- (2) 市、消防本部及び県は、消防相互応援体制の整備に努めるとともに、緊急消防援助隊による人命救助活動等の受援・支援体制の整備に努める。
- (3) 県は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておく。また、いかなる状況において、どのような分野（偵察、消火、救助、救急等）について、自衛隊の派遣要請を行うのか、平常時よりその想定を行うとともに、自衛隊へ連絡し、密接に連携・協力していく。

第3 消火活動への備え

1 消防組織の充実・強化

市は、「消防力の整備指針」に基づき、消防組織の整備を図るとともに、長期的展望に立った組織の活性化を推進し、消防体制の確立に努める。

また、市、消防本部及び県は、平常時から消防本部、消防団及び自主防災組織等の連携強化を図り、消防水利の確保、消防体制の整備に努める。

2 消防施設等の整備・強化

(1) 消防施設・設備の整備

市、消防本部は、消防施設・設備については、「消防力の整備指針」、「消防水利の基準」、「消防団の装備の基準」に適合するよう年次計画を立て、計画的に整備を進める。

(2) 消防水利の整備

① 市は、大規模な火事に備え、消火栓のみに偏ることなく、防火水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化を図るとともに、その適正な配置に努める。

② 市、消防本部及び県は、空中消火活動の際必要となる水利について検討・選定を進めるとともに、必要により協定等の締結、水槽の設置等により水利の確保、整備に努める。

(3) 消防用資機材等の整備

① 市及び消防本部は、地域内の実情に応じ、危険物等に起因する火災等に備えて化学消火剤の確保に努める。

② 市及び消防本部は、林野火災用工作機器、可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努める。

(4) 空中消火活動の積極的な推進

① 県は、ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため、ヘリコプターの維持管理を適切に行うとともに、広域航空応援体制の整備、活動拠点及び資機材の整備等を図り、空中消火を効果的に実施できる体制づくりを推進する。

② 市、消防本部及び県は、災害発生時に空中消火の拠点となる離着陸場等を確保するとともに、空中消火用資機材の整備、備蓄、維持管理に努める。

第4 避難収容活動への備え

1 指定緊急避難場所

市は、都市公園、河川敷、公民館、学校等公共的施設等を対象に、災害対策基本法の基準による大規模な火事を対象とした緊急避難場所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底に努める。

第6 関係機関の防災訓練の実施

市及び県は、火災が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関と相互に連携して実施する。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 職員の配備体制等

災害の規模に応じた職員の配備体制及び初動体制における決定権者は、原則として次によるものとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小する。

1 職員の配備体制

体制	災害の態様・体制の概要	配備基準	配備要員
警戒体制	大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生するおそれのある場合に災害警戒本部を設置し、大規模な火災の拡大を防止するため必要な警戒、情報収集及び応急対策を行う。	大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生するおそれのある場合	全参事・課（局）長及び総務課・農政課・都市建設課・上下水道課のG総括以上並びに危機管理G
非常体制	大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生した場合に災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施し、災害の拡大に備える。	大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生した場合	全職員

2 初動体制における決定権者

決 定 者	代 決 者		
	第 1	第 2	
警戒体制	市長	副市長	総務課長
非常体制	市長	副市長	総務課長

第2 那須烏山市災害警戒本部の設置（警戒体制）

市は、災害対策本部を設置するに至るまでの措置及び災害対策本部を設置しないで行う災害対策に関する措置を、総合的に、迅速かつ的確に行うため、市長を本部長とする災害警戒本部を設置し、次の災害対策業務を実施する。

1 災害警戒本部の設置、解散の時期

(1) 災害警戒本部設置の基準

災害警戒本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生するおそれのある場合
- ② その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害警戒本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

(3) 災害警戒本部の解散

次のいずれかに該当する場合、災害警戒本部は解散する。

- ① 大規模な火災発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき。

- ② 大規模な火災応急対策がおおむね終了したと本部長が認めたとき。
 ③ 災害対策本部が設置されたとき。

(4) 災害警戒本部の設置又は解散の公表

災害警戒本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表する。

公 表 先	方 法	担 当
県 知 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	総務課
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	口頭、電話、府内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
報 道 機 関	電話、口頭、文書	〃

2～5

風水害等対策編第2章第1節の第3の2～5のとおりとする。

第3 那須烏山市災害対策本部の設置（非常体制）

1 災害対策本部の設置、解散の時期

市は、災害対策の責務を遂行するため必要と認めるときは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2及び那須烏山市災害対策本部設置及び運営条例（平成17年那須烏山市条例第44号）により、市長を本部長とする災害対策本部を設置し、災害応急対策を実施する。

(1) 災害対策本部設置の基準

災害対策本部は、次の基準に基づき市長が設置する。

- ① 大規模な火災により多数の死傷者又は家屋被害等が発生した場合
 ② その他市長が必要と認めた場合

(2) 設置場所

災害対策本部は、那須烏山市役所烏山庁舎内に設置する。ただし、烏山庁舎が使用不能になった場合は、保健福祉センターを代替場所とし、職員及び関係機関に周知する。

災害対策本部には、本部の所在を明確にするため「那須烏山市災害対策本部」の掲示をする。

(3) 災害対策本部の解散

災害対策本部は、大規模な火災のおそれが解消し、災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めたとき解散する。

(4) 災害対策本部の設置及び解散の公表

災害対策本部を設置し、又は解散したときは、直ちに次の関係機関に公表するとともに、府内及び住民に対し、電話、防災行政無線、広報車、ホームページその他確実迅速な方法で周知するものとする。

公 表 先	方 法	担 当
防 災 会 議 委 員	電話、連絡員、口頭	総務課
県 知 事	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
那 須 烏 山 警 察 署	電話、連絡員、口頭	〃
市 内 交 番 、 駐 在 所	電話、連絡員、口頭	〃
隣 接 の 市 町 長	県防災行政ネットワーク、電話、口頭	〃
市 の 関 係 機 関	電話、連絡員、口頭、府内LAN	〃
南那須地区広域行政事務組合消防本部	県防災行政ネットワーク、電話、連絡員、口頭	〃
報 道 機 関	電話、口頭、文書	総合政策課
一 般 住 民	ホームページ、防災Infoなすからすやま、防災メール、ソーシャル・ネットワーキング・サービス、とちぎテレビデータ放送、広報車、電話、口頭	総務課・総合政策課

2～7

風水害等対策編第2章第1節の第4の2～7のとおりとする。

第4～第7

風水害等対策編第2章第1節の第5～第8のとおりとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

大規模火災・林野火災が発生した場合、速やかな災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 情報収集体制

市は、大規模火災発生時の情報の収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を24時間365日体制で迅速、適切に実施する。

また、必要に応じて国、県その他の関係機関の情報連絡員の受け入れ等により、国、県その他の関係機関との連絡強化を図る。

1 災害対策指揮者の体制

災害対策を実施するにあたり、直接指揮にあたる災害対策主管職員（総務課長等）は、大規模火災発生後直ちに登庁又は現場に急行し、被害状況の収集等初期災害応急対策を指揮する。

2 災害対策主管課の体制

(1) 緊急登庁体制

災害対策の主管課である総務課担当職員は、大規模火災発生後速やかに登庁又は現場に急行し、被害情報の収集、県や防災関係機関との連絡等にあたる。

(2) 連絡体制

市は、県防災行政ネットワークの気象情報配信システム及び携帯電話エリアメール等を活用して気象情報等を、また消防本部等から災害情報等を24時間365日体制で受信し、速やかに職員及び関係機関に伝達する。

また、災害等の状況に応じ、県、国（総務省消防庁）、防災関係機関に対し、火災・災害等即報要領等に基づき災害の状況を報告する。

3 携帯電話の活用

状況によっては個人の所有する携帯電話を活用する他、防災Infoなすからすやま・市防災行政情報メール等により、災害時における緊急通信の確保を図るとともに、ICT技術及び無線通信等を活用した情報伝達についても検討を行う。

第2 大規模火災

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 市及び消防本部の情報収集・伝達

市及び消防本部は、大規模火災発生により、市の区域内で栃木県火災・災害等即報要領の即報基準に該当する被害が発生したときは、同要領に定めるところにより速やかに当該災害の状況及びこれらに対して執られた措置の概要を県に（直接即報に該当する場合は、国（総務省消防庁）にも）報告する。

なお、被害が同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防本部への通報が殺到した場合は、その状況を直ちに県及び国（総務省消防庁）へ報告する。

また、県に報告できない場合は、国（総務省消防庁）に報告し、県と連絡がとれるようになった場合は、その後の報告は県に行う。

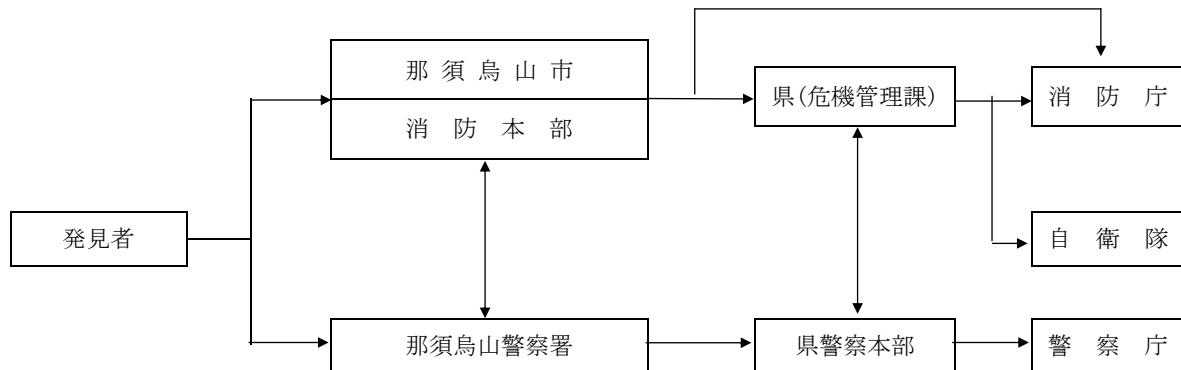
(2) 県の情報収集・伝達

県及び県警察本部は、市、消防本部、警察、防災関係機関と相互に連携して情報を収集するとと

もに、自らも県消防防災ヘリコプター、県警察ヘリコプターによる偵察や職員の現地派遣、災害時協定に基づく無人航空機派遣要請等により、速やかに被害状況等の把握に努め、その情報等を直ちに関係機関に伝達する。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 林野火災

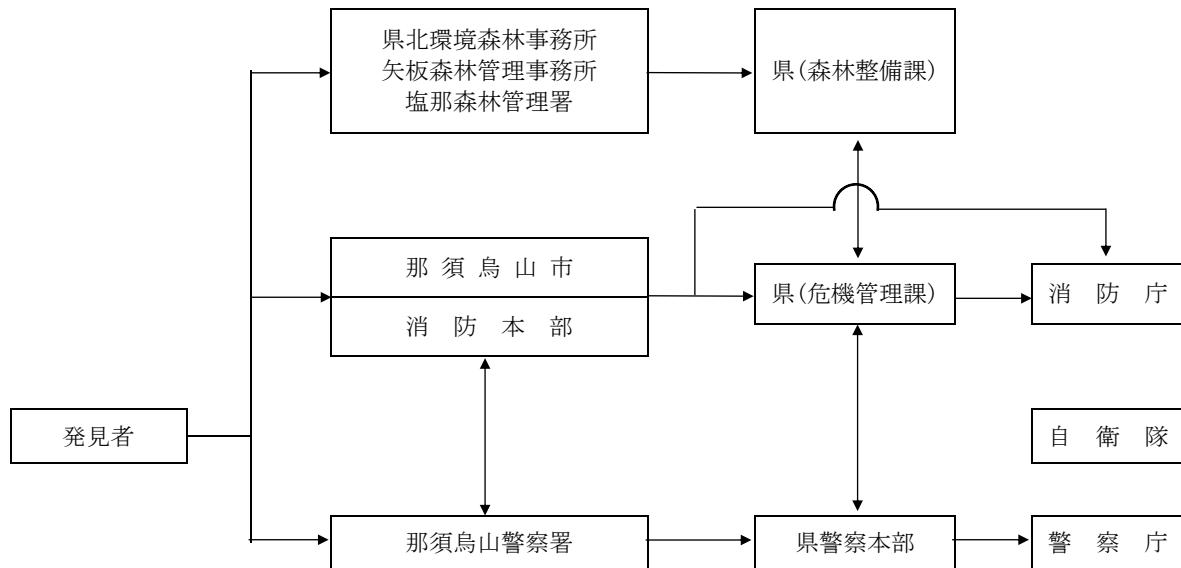
1 被害状況等の情報収集・伝達

(1)～(2)市及び消防本部の情報収集・伝達

本節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

林野火災情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3～第7

風水害等対策編第2章第2節の第6～第10のとおりとする。

第3節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第6節に準ずる。但し、大規模な火災については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 消火活動及び救助・救急活動

関係機関連携の下、消火・救助・救急活動を行うほか、自らの消防力だけでは対応できないときは、他消防の応援や、県消防防災ヘリ、緊急消防援助隊、自衛隊等を要請し、効果的な対策を実施する。

第1 消防関係機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部は、関係機関と密接な連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施する。

(1) 現場指揮本部の設置

火災の拡大状況に応じて現場指揮本部を設け、関係機関と連携の上、統一的指揮のもと適時的確な消火活動を行う。

(2) 無線統制、水利統制の実施

消火活動を円滑に実施するため、消防無線や消防水利の統制を適切に実施する。

(3) 飛火警戒の実施

飛火警戒指揮所を設置するとともに、飛火警戒隊等を編成し、第2次、第3次火災の警戒にあたる。

(4) 消防警戒区域の設定

火災の状況により必要と認めるときは、消防警戒区域を設定し、火災現場区域内への車両等の出入りを禁止、制限する。

(5) 救助・救急活動の実施

火災により負傷者等が発生した場合には、警察、医療機関等と連携の上、迅速かつ的確な救助・救急活動を実施する。

2 消防団の活動

「消防計画」に基づき、現場指揮本部の指揮により、消防本部、住民等と協力して人命の安全確保を最優先とした初期消火、延焼防止にあたる。

出動時における消防団の指揮系統及び任務内容

階 級	指揮・任務内容
団 長	消防団全体を統括し、総括的な指揮監督をする。 消防本部、正副分団長と連絡調整を行い、活動方針等の決定を行う。 消防団現場指揮本部の運営を行う。
副 団 長	団長を補佐し、団長が不在のときは団長の職務を代理する。
正 副 分 団 長	分団を統括し、分団員を指揮監督する。 分団員の安全管理について指示する。 現場指揮本部からの指示を分団員に周知させる。 現場指揮本部と活動の連絡調整を行い、分団員に周知させる。
部 班 長	部班を統括し、部班員を指揮監督する。 部班員の安全管理について指示する。 上司の指示等を部班員に周知させる。
団 員	上司の命を受け、その任務に従事する。

第2 市・県の活動

1 広域応援の要請

風水害等対策編第2章第9節第4に準ずる。

2 自衛隊の災害派遣要請

県は、大規模な火災の発生により人命、財産の保護について、必要と認められた場合又は市長から

自衛隊の派遣要請依頼があり必要と認めた場合、自衛隊に対して災害派遣を要請する。要請要領については風水害等対策編の要請要領に準じる。

第3 県消防防災ヘリコプター等の活用

風水害等対策編第2章第9節第3に準ずる。

第4 大規模火災対策

1 大規模特殊火災

危険物施設や大規模な工場火災が発生した場合、消防機関等は、高所放水車等特殊車両による大量放水や、化学消火剤を使用した大量泡放射等の消火活動により火災の拡大防止に努める。

また、鎮火までに多大な時間と消防力を要するため、広域応援等により消防力を充実させ、継続放水や定期的な監視等適切な消火活動に努める。

2 古タイヤ火災の消火活動

大量に放置された古タイヤ堆積場で火災が発生した場合、消防機関等は、重機等の使用による可燃物の除去、化学消火剤の使用、覆土等迅速な消火活動により火災拡大の防止に努める。

また、鎮火まで長期間を要することがあることから、その間は、定期的な巡回、地中温度測定、適切な消火活動に努める。

第5 林野火災対策

1 迅速な消火活動

消防機関は、消防ポンプによる消火活動のほか、水のう付消防ポンプ等を使った人海戦術による消火、県消防防災ヘリコプター等による空中消火等あらゆる手段を使って早期鎮火に努める。

また、延焼阻止が困難と判断されるときは、森林所有者等と調整し、森林を伐採し臨時の防火帯を形成するなどして延焼を阻止する。

2 現地指揮本部の開設

消防機関は、火災の規模が大きく、総員出動が必要な場合や関係機関との調整が必要となる場合には、現場近くに現地指揮本部を開設し、関係機関と連携し、延焼方向、地域住民・施設等への被害の発生状況、危険性等を十分把握し、効果的な消火活動等を行う。

3 消防団の活動

消防団は、消火活動を実施し、飛び火による延焼を警戒するなど火災の拡大防止に努め、火勢の状況等により必要な場合は、地域住民等を安全な場所に避難誘導する。

また、消防隊の到着後は、当該消防隊への情報提供と火点誘導を行い、消防隊と協力して消火活動にあたる。

4 空中消火活動の実施

市は、県と十分協議の上、ヘリコプターによる離着陸場等の決定や空中消火用資機材の確保等円滑な空中消火活動の実施に努める。

第5節 災害拡大防止対策

風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

第6節 公共施設等応急対策

風水害等対策編第2章第20節に準ずる。

第7節 広報対策

風水害等対策編第2章第22節に準ずる。

第4章 復旧

第1節 復旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期す。

第1 施設の復旧

市、県及び関係機関は、火災に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第2 林野の荒廃の復旧

市、県及び関係機関は、林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努める。

第2部 交通関係事故災害対策

第1章 総則

第1節 本市の交通の状況

市の道路、鉄道、ヘリポートの整備状況と通行・運行状況から、本県の交通に関する環境を明らかにし、効果的な交通事故災害対策の実施に資する。

第1 道路交通の状況

本市は栃木県の東部に位置し、首都圏から約150km、県都宇都宮の東約30～35kmにある。道路は、一般国道2路線と主要地方道7路線があり、特に市内を南北に走る一般国道294号と東西に走る主要地方道宇都宮那須烏山線を都市軸とし、交通網が形成されている。

高速自動車道へは、東北自動車道の最寄りのインターチェンジに約50分でアクセスすることができる。

公共交通は、那珂川町と共同運営するコミュニティバスや本市と茂木町・市貝町・茨城県常陸大宮市等を繋ぐ公営バスが運行しているほか、平成24年度からはデマンド交通がスタートした。

第2 鉄道交通の状況

本市の鉄道は、東日本旅客鉄道の烏山線が東西に走っており、市内には5つの駅がある。宝積寺駅で東北本線（宇都宮線）と接続し、県都宇都宮市まで1時間で結び、市民の通勤・通学の足として、重要な役割を果たしている。

○本市に関連する鉄道整備状況、利用状況

（令和4年度）

鉄道事業者名	路線名	営業キロ (km)	平均通過人員 (人/日)	駅区間
東日本旅客鉄道	烏山線	20.4	1,120	宝積寺～烏山

第3 航空交通の状況

1 空港等の整備・利用状況

空港等は、飛行場とヘリポートに区分される。飛行場については、県内に陸上自衛隊北駐屯地がある。ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用と常設で特定のヘリコプターのみの利用を対象とする非公共用があり、県内には公共用として栃木ヘリポート、非公共用としてみかもヘリポートがある。

第2章 予 防

第1節 交通安全のための情報の充実

事業者・管理者からの安全のための情報の提供や気象台からの気象情報の充実を図る。

第1 事業者・管理者等の情報提供

1 道路情報の収集・伝達

- (1) 道路管理者は、道路パトロールカーによる巡視等により道路施設等の異常を迅速に発見し、速やかに応急対策を実施するために、平常時より道路施設等の状況の把握に努めるとともに、情報の収集、連絡体制の整備を図る。また異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。
- (2) 県警察本部は、道路交通安全のための情報の収集、連絡体制の整備を図る。また、異常が発見され、災害が発生するおそれがある場合に、道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図る。

第2節 安全な運行の確保

道路・鉄道における施設の被災防災対策や運行体制の充実を図る。

第1 道路交通

1 防災知識の普及

道路管理者は、道路利用者に対し、災害時の対応等防災知識の普及を図る。

2 交通施設被災防止対策の実施

県は、主要な交通施設の被災による広域的な経済活動、県民生活への支障や地域の孤立防止等のため、主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策を重点的に実施する。

第2 鉄道交通

1 運行管理体制の充実

鉄道事業者は、事故災害の発生に際し、迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう、また、自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため、異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに、建築限界の確保や保安設備の点検等運行管理体制の充実に努める。

2 鉄軌道の保全

鉄道事業者は、土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため、トンネル、雪覆、落石覆その他の線路防護施設の点検を行うよう努めるとともに、災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときは、当該線路の監視に努める。

第3節 安全な交通施設・設備の整備

鉄道、道路施設の安全対策の充実を図る。

第1 安全な交通施設の整備

1 道路施設の安全対策

- (1) 道路管理者は、道路における災害を予防するため、必要な施設の整備を図る。
- (2) 道路管理者は、道路防災対策事業等を通じ、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する。

2 鉄道施設の安全対策

- (1) 鉄道事業者は、列車集中制御装置（C T C）の整備、自動列車停止装置（A T S）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努める。
- (2) 道路管理者及び鉄道事業者は、踏切道の立体交差化、構造の改良、踏切保安設備の整備、交通規制の実施、統廃合の促進等踏切道の改良に努める。

第4節 迅速かつ円滑な応急対策への備え

関係機関との情報伝達体制の整備、職員の参集体制の整備や関係機関との連携の強化等を図る。

第1 情報収集・伝達体制の整備

市、県警察本部、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者等は、各機関及び機関相互間における情報の収集・連絡体制の整備を図るとともに、その際の役割・責任等の明確化に努める。また、夜間、休日の場合等においても対応できる体制の整備を図る。その他の措置は、第1部火災対策編第2章第3節第1の2～5に準ずる。

第2 捜索、救助・救急、医療及び消火活動（危険物流出対策含む）への備え

1 救助・救急活動への備え

鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

2 消火活動への備え

市、消防本部及び道路管理者は、危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

第3 緊急輸送、代替輸送への備え

1 市、県及び県警察本部は、信号機、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。

2 県及び県警察本部は、災害時の交通規制・誘導を円滑に実施できるよう体制の整備に努めるとともに、必要に応じ、警備業者等との間に交通誘導の実施等応急対応業務に関する協定等の締結に努める。

3 県警察本部は、発災後において交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等について周知を図る。

4 鉄道事業者は、県公安委員会その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

第4 関係機関の防災訓練の実施

市、県、航空運送事業者、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。また訓練後には評価を行い、課題等を明らかにして、必要に応じ体制等の改善を行う。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1～第3

第1部火災対策編第3章第1節第1～第3に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第4～第7

風水害等対策編第2章第1節の第5～第8のとおりとする。

第2節 情報の収集・伝達及び通信確保対策

災害情報の収集・伝達に努め、災害応急対策活動や住民の避難等に必要な情報伝達を行う。

第1 情報収集体制

第1部火災対策編第3章第2節第1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

第2 道路事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

道路災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、県警察、消防本部又は道路管理者に通報する。

(2) 道路管理者の情報収集・伝達

道路管理者は、道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、速やかに応急対策を図るため、道路パトロールの実施等により被害状況等の情報収集に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 市及び消防本部の情報収集・伝達

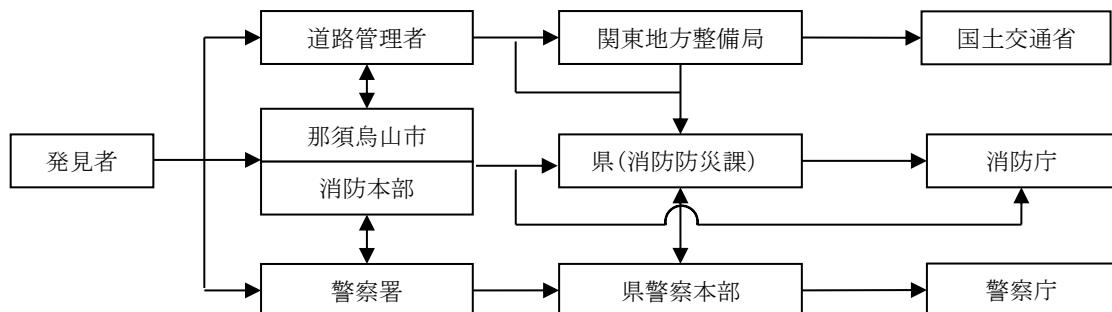
市及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。その他第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な交通事故災害」に読み替える。

(4) 県の情報収集・伝達

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な道路事故災害情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 鉄道事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 鉄道事業者の情報収集・伝達

鉄道事業者は、管理する鉄道上で事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(2) 市及び消防本部の情報収集・伝達

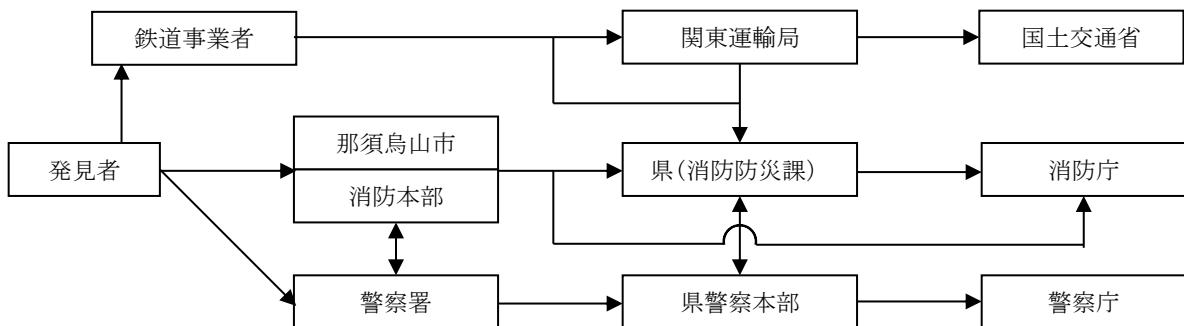
市及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。その他第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な鉄道事故災害」に読み替える。

(3) 県の情報収集・伝達

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な鉄道事故災害情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第3 航空機事故災害

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

航空事故災害の発生等異常な事態を発見したときは、遅滞なく市、県警察、消防に通報する。

(2) 航空運送事業者の情報収集・伝達

航空運送事業者は、自己の運行する航空機について、緊急事態又は事故が発生した場合、速やかに事故状況等の把握に努め、その情報等を直ちに国、県に伝達する。

(3) 市及び消防本部の情報収集・伝達

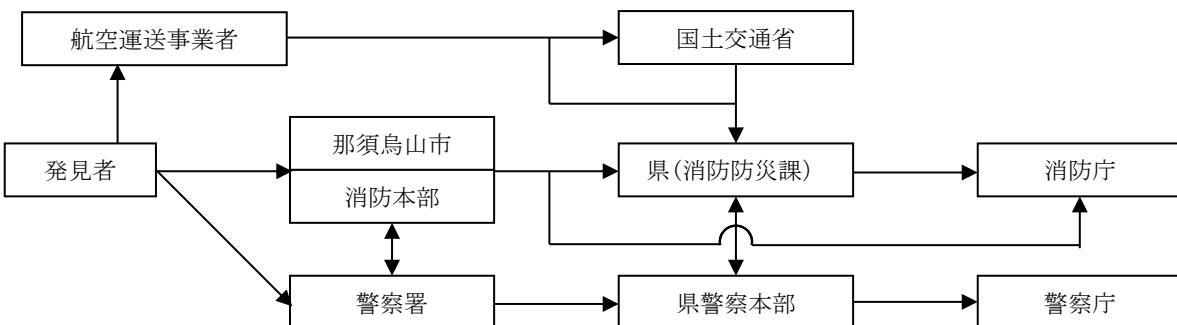
市及び消防本部は、大規模な道路事故災害が発生するおそれがある場合、速やかに状況等を県に連絡する。その他第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)に準ずる。なお、「大規模な火災」を「大規模な航空機事故災害」に読み替える。

(4) 県の情報収集・伝達

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

大規模な航空機事故災害情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第4 大規模な交通事故災害に関する通信確保対策

大規模な交通事故災害が発生した場合等の通信確保対策は、風水害等対策編第2章第2節第6～第8に準じる。

第3節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第6節のとおりとする。但し、大規模な交通事故災害については、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは内閣総理大臣に情報を提供する。

第4節 災害拡大防止対策

事故発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 危険物流出対策

1 道路管理者の活動

道路管理者は、危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し、直ちに防除活動、避難誘導活動を行い、危険物による二次災害の防止に努める。

2 県等の活動

県、県警察本部及び消防機関は、危険物の流出が認められた場合、直ちに防除活動を行うとともに、避難誘導活動を行う。

3 市の活動

市は、危険物が流出し、またそのおそれがある場合には、必要に応じ警察署の協力を得て付近の住民に対して、避難のための立ち退きの指示を行う。

第2 避難対策

大規模な交通事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、風水害等対策編第2章第7節に準じる。

第5節 捜索、救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、捜索活動及び救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、大規模事故災害発生時は、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 捜索活動

- 1 市、消防本部、県、県警察本部は、ヘリコプターなどの多様な手段を活用し、相互に連携して捜索を実施する。
- 2 自衛隊は、必要に応じて、捜索活動を行う。

第2 救助・救急活動

- 1 市、消防本部、県及び県警察本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 道路管理者は、市、消防本部、県及び県警察本部等の要請を受け、迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力する。
- 3 鉄道事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに当該活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- 4 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第3 医療活動

県は、多数の負傷者が発生しDMA Tの派遣が必要と判断した場合、DMA T指定病院に対して、DMA Tの派遣を要請する。また、医療機関は、負傷者等に対し医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第4 消火活動

- 1 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 県は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。
- 3 道路管理者は、市等の要請を受け、迅速かつ的確な消火活動に資するよう協力するものとする。
- 4 鉄道事業者は、事故災害発生直後における消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

第6節 緊急輸送活動、代替輸送活動

被害の状況、緊急度、重要度を考慮した緊急輸送活動及び乗客の速やかな代替輸送を実施する。

第1 緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

市、消防本部、県、県警察本部及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

市、県警察本部及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたっては、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第2 代替輸送活動

鉄道事業者は、事故災害が発生した場合には、他の路線への振替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努め、被災していない関係鉄道事業者においては、可能な限り、代替輸送について協力するよう努める。

第7節 施設、設備の応急対策

住民の交通手段の確保のため、関係機関は連携して緊急点検や応急措置等の適切な対策を実施する。

第1 応急復旧

県警察本部、道路管理者及び公共機関等は、緊急輸送を確保するため、関係機関との調整を図りながら、障害物の除去、仮設等の応急復旧に努める。また、災害発生後速やかに、施設、設備の点検を実施し、被害箇所の応急措置を行い、交通の確保に努める。

第8節 広報対策

第1部火災対策編第3章第7節に準ずる。

第4章 復旧

第1節 復旧

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、復旧事業を実施する。

第1 施設の復旧

市、県、鉄道事業者及び道路管理者は、事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資財の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しながら、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。

第3部 放射性物質・危険物等事故対策

第1章 総則

第1節 県内の危険物等の状況

放射性同位元素等取扱施設、放射性物質の輸送、石油類等危険物、高圧ガス、火薬類、毒物・劇物等の県内の状況を明らかにし、効果的な危険物等事故対策に役立てる。

第1 放射性同位元素等取扱施設の状況

令和3年3月31日現在、県内において、「放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」（以下「放射線防止法」という。）に基づき、文部科学大臣から放射性同位元素（以下「R I」という。）又は放射線発生装置の使用を許可された事業所、表示付R I装備機器のみの使用を届け出た事業所、密封されたR Iのみを使用する工場又は事業所であって1工場（又は事業所）当たり総量3.7GBq以下の使用を届けた事業所及び放射性同位元素の販売又は賃貸を届けた事業所の数は130である。

R I等が厚さ計、レベル計、密度計、硫黄分析計、ガスクロマトグラフ等に利用され、研究機関や医療機関に限らず民間企業においても利用分野が拡大してきていることにより使用事業所の数は、この10年間で漸増傾向にある。

第2 放射性物質輸送の状況

我が国で使用する核燃料物質は、その大部分が外国から船舶により原料の輸入が行われており、量的に最も多い原子力発電燃料は、種々の化学的・物理的性状を取りながら各施設間を移動している。その流れは、全体として大きな「輪」のようになっていることから「核燃料サイクル」と呼ばれ、原子力施設間では主としてトラック、トレーラー等による陸上輸送が行われている。

また、近年、R Iは病院をはじめ農業、非破壊検査、ライフサイエンス研究等身近な分野で幅広く利用され、自動車、航空機などにより病院、大学、研究所等利用施設に送られている。

第3 石油類等危険物の状況

平成28年3月31日現在における危険物施設の総数（完成検査済証交付施設）は、9,425施設となっている。

施設別にみると地下タンク貯蔵所が、1,936施設（全体の20.5%）と最も多く、次いで一般取扱所の1,569施設（同16.6%）、移動タンク貯蔵所の1,456施設（同15.4%）等となっている。

第4 高圧ガスの状況

県内には、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造事業所や貯蔵所が合わせて約3,000箇所ある。そのほか、販売や消費なども含めると、県内では幅広く高圧ガスが取り扱われているといえる。

第5 火薬類の状況

県内における火薬類の消費は約2,000tと全国的にも多く、そのほとんどを鉱山事業者、採（碎）石事業者が消費している。

また、県内には、火薬類を取り扱う煙火製造所、火薬類販売所、火薬庫及び庫外貯蔵庫が合わせて約200箇所ある。

第6 毒物・劇物の状況

平成30年3月31日現在、県内において毒物及び劇物取締法に基づき、毒物及び劇物を製造しているのは26事業所、輸入しているのは5事業所、販売しているのは963事業所、届出が必要な業務上取扱者は、32事業所である。また、毒物及び劇物取締法に基づく届出の義務のない、その他の業務上取扱者についても、県はその把握に努めている。

第2章 予 防

第1節 事業所等に対する防災体制の強化

危険物等事故の未然防止のため、施設の安全性の確保や応急対策への準備活動、訓練の実施等に努める。

第1 災害応急対策への備え

1 危険物等の大量流出時における防除活動への備え

(1) 防除資機材等の整備

市、消防本部、県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、防除活動及び避難誘導活動を行うための体制の整備に努める。

(2) 関係機関の協力体制の整備

① 市、消防本部及び県は、危険物等が大量流出した場合に備えて、オイルフェンス等防除資機材及び避難誘導に必要な資機材の整備を図る。

② 市、消防本部、県及び県警察本部は、その他の関係機関の協力のもとに、事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

③ 市、消防本部、県及び県警察本部は、関係機関による危険物等の種類に応じた防除資機材の整備状況を把握し、災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備する。

2 被災者等への的確な情報伝達活動関係

市、県及び放送事業者等は、危険物等事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図るものとする。

3 災害復旧への備え

市、県及び事業者は、円滑に災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めるものとする。

第2 防災意識の高揚、訓練の実施

1 防災知識の普及啓発

市、消防本部、県及び県警察本部等は、危険物安全週間や防災関連行事等を通じ、住民に対し、その危険性を周知するとともに、災害発生時にとるべき行動、緊急避難場所での行動等防災意識の普及啓発を図る。

2 防災訓練の実施

市、消防本部及び県等は、事故災害が発生した場合に、応急対策が迅速かつ円滑に行えるよう、あらゆる被害を想定し、実践的なものとなるよう工夫した訓練を関係機関が相互に連携して実施する。

第2節 放射性同位元素等取扱施設事故予防対策

R I 施設の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、安全指導の徹底に努める。

第1 市、県の対策

市及び県は、事業者からの届出等も参考に事業者との連携を密にし、情報の把握に努めるとともに、消防本部とも連携をとりながら、県が作成した「放射性物質事故・災害対応マニュアル」に沿った適切な対応ができるよう準備を進める。

第2 消防機関等の対策

1 被ばく防護資機材等の整備

放射線危険区域の設定等の判断のため、放射線検出体制及び連携方法について事業者とあらかじめ協議するとともに、放射線測定機器・防護服等の被ばく防護資機材等の整備を進める。

2 厳重な被ばく管理

活動した職員については、健康管理の面から一定量以上の被ばくをしないように厳重な被ばく管理を行う必要があるため、あらかじめ被ばく管理者を選任し、被ばく管理用の書類の作成・管理を行う。

3 汚染検査の実施

汚染検査が効果的に行えるよう、汚染検査は事業者等に依頼し、あらかじめ検査場所、検査担当要員、検査資機材について定めておく。

4 除染の効果的実施

除染が効果的に行えるよう、除染は事業者等に依頼し、あらかじめ除染場所、除染担当要員、除染資機材・除染剤、汚染された装備・資機材の管理、汚染物の処理について定めておく。

5 訓練の実施

事業者等関係機関と協力して、共同訓練の実施に努め、訓練終了後は必要に応じ専門家も活用し、訓練の評価を行う。

第3節 放射性物質運搬事故予防対策

放射性物質運搬の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施に努める。

第1 原子力事業者等の対策

原子力事業者及び運搬を委託された者（以下「原子力事業者等」という。）は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合に危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担、携行する資機材等を記載した運搬計画書、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行する。

また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図る。

なお、原子力事業者等は、運搬中の事故により原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）が発生した場合、原子力防災管理者を通じ、国、県、事故発生場所を所轄する市町、警察機関、消防機関など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備する。

第2 県の対策

事故の通報を受けた最寄りの警察機関は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施するために体制を整備する。

第3 市等の対策

消防機関は、事故の状況に応じて、消防職員・消防団員等の安全確保を図りながら、原子力事業者と相互に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備する。

第4節 石油類等危険物事故予防対策

危険物の事故防止のため、安全管理の徹底や訓練の実施、住民への啓発活動の充実を図る。

第1 事業者の対策

- 1 大規模な災害による影響を十分に考慮し、施設の堅牢性の向上に努める。
- 2 自衛消防組織等、災害時に備えた自主保安体制の整備を図る。
- 3 防災訓練を実施する。
- 4 防災資機材、化学消火剤等の危険物災害の拡大防止に役立つ資機材の整備を行う。
- 5 近隣、関連事業所等と相互に連絡協調して、防災人員、防災資機材等について相互応援体制の整備に努める。

第3 消防機関等の対策

- 1 危険物施設の設置又は変更の許可に当たっては、災害による影響を十分考慮した位置、構造、設備とするよう、設置者（申請者）に対し指導する。
- 2 既設の危険物施設については、災害に起因する危険物の火災、流出事故等の災害の発生を予防するため、施設の所有者等に対し、災害時の安全確保についての必要な安全対策を周知するとともに、再点検を求める。
- 3 危険物施設の所有者等に対し、堅牢性の向上を図るため、必要に応じて改修、移転等の指導、助言等を行う。

第5節 ガス事故予防対策

ガス事故防止のため、事業者等は、安全管理・指導の徹底や訓練の実施、住民への啓発活動の充実を図るや事故を想定した現場責任者に対する予防対策の啓発の充実を図っていく。

第1 LPガス・高圧ガス

1 販売事業者、保安機関、充てん事業者（以下「販売事業者等」という。）の対策

(1) 一般消費者等に対する災害予防措置の実施

- ① LPガスの災害事故を防止するため、容器の転倒・転落防止措置を確実に行うとともに、ガス漏れ警報器、耐震自動ガス遮断器付マイコンメータ、ガス放出防止器、ヒューズコック、一酸化炭素警報器等の安全機器の整備を促進する。

- ② 事故防止、災害時における措置について、パンフレット等により具体的に指導する。

(2) 災害予防体制の強化

- ① 従業員の資質向上を図るため、保安教育を強化するとともに保安講習会、高圧ガス防災訓練等に積極的に参加させる。

- ② ガス漏えい事故等緊急時に的確な対応ができるよう緊急点検に必要な資機材、緊急出動体制を整備するとともに、従業員等の関係者や消費者への周知を徹底する。

- ③ 容器の転倒・転落防止の措置をするなど、容器置き場の適正な管理を徹底する。

- ④ 被害情報の把握等に有効な集中監視システムの積極的な導入を図る。

2 高圧ガスの製造者、販売業者、高圧ガスを貯蔵・消費する者等（以下「高圧ガス事業者」という。）の対策

- (1) 高圧ガスの製造、貯蔵、消費等について、関係法令を遵守するとともに、保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

- (2) 自衛防災組織及び各地域で組織されている地域の防災組織の充実強化を図り、災害時における従業員の任務及び招集体制を明確に定めるとともに、必要に応じて防災訓練を実施する。

また、関係団体である（一社）栃木県一般高圧ガス安全協会、（一社）栃木県LPガス協会からの応援体制や消防署、警察署等防災関係機関への連絡体制等の充実強化を図る。

3 県の対策

- (1) 県は、高圧ガス事業者及び販売事業者等に係る許可・届出、立入検査等について、法令に基づく基準遵守の徹底はもとより、ヒヤリハット対策を含むリスクマネジメント等を指導し、事業者の保安体制の充実強化を図る。

- (2) 県は、栃木県高圧ガス地域防災協議会（以下「高圧ガス協議会」という。）との連携のもと、消防署、警察署等防災関係機関との連携体制を充実強化する。

- (3) 県は、高圧ガスによる災害事故が発生した場合に、高圧ガス協議会が指定した防災事業所（以下「指定防災事業所」という。）等が速やかに対応できるよう、消防本部（局）、警察署、高圧ガス協議会等関係機関と密接な連携の下、地域防災体制の充実強化を図る。

第6節 火薬類事故予防対策

火薬類の事故防止のため、関係機関が連携の下、保安体制の充実を図る。

第1 事業者の対策

事業者は、火薬類の取扱いにかかる技術基準を遵守するとともに、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制を充実強化する等により、事故の未然防止を図る。

また、消防署、警察署等防災関係機関、関係団体である（一社）栃木県火薬類保安協会との連携を図りながら、事故等緊急時の迅速かつ的確な対応に向けた連携体制を充実強化する。

第2 県の対策

県は、煙火製造所等の許可・届出、立入検査等について、法令に基づく基準遵守の徹底等、事業者の保安体制の充実強化を図る。

第7節 毒物・劇物事故予防対策

毒物・劇物事故防止のため、安全管理・指導の徹底や連絡体制の整備等を図る。

第1 事業者の対策

事業者は、毒物又は劇物による危害を防止するため、危害防止規定を整備し、関連設備の管理・点検、事故時の通報、応急措置等の保安体制の充実に努める。

第2 県の対策

- 1 県は、毒物・劇物営業者に対し、当該保管施設について防災を考慮し、耐震設備を講じ、流出等による被害防止を図るよう指導する。
- 2 県は、毒物劇物製造業者等における貯蔵量の把握、毒物及び劇物取締法に基づく届出義務のない業務取扱者を含む毒劇物を大量に取り扱う業務上取扱者の把握に努める。
- 3 市、消防本部、県及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3 医療機関等の対策

市、消防本部、県及び医療機関等は、有毒物質による事故対策を迅速、的確に実施するため、災害発生時の連絡体制の整備を図る。

第3章 応急対策

第1節 活動体制の確立

市内で大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市は災害対策本部を設置し、県、国、防災関係機関と相互に連携し、被災者の救助・救護等の応急対策活動を迅速、的確に実施する。

第1 職員の配備体制等

第1部火災対策編第3章第1節第1に準ずる。なお、「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、警戒体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、第1非常体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を追加する。

第2 那須烏山市災害警戒本部の設置（警戒体制）

第1部火災対策編第3章第1節第1に準ずる。なお災害警戒本部の設置の基準に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、災害警戒本部の解散に「漏洩物により相当の被害発生のおそれがなくなったと本部長が認めたとき」を加える。

なお、「大規模な火災」を「危険物等事故災害」に読み替えるほか、警戒体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害発生のおそれのある場合」を、第1非常体制の災害の態様に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を追加する。

第3 那須烏山市災害対策本部の設置（非常体制）

第1部火災対策編第3章第1節第3に準ずる。なお災害対策本部の設置の基準に「漏洩物により相当の被害が発生した場合」を、災害対策本部の運営に、「また、県から必要に応じ市に連絡調整のため派遣された職員を受入れる。」を加える。

第4～第7

風水害等対策編第2章第1節の第5～第8のとおりとする。

第8 自衛隊の災害派遣

県は、自衛隊に対する派遣要請の必要性を危険物等事故の規模や収集した被害情報から判断し、必要があれば直ちに要請するものとする。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡するものとする。

市長は、応急措置を実施するため必要と認めるときは、県知事に対し自衛隊の派遣要請をするよう求めるものとする。

第9 防災業務関係者の安全確保

市、県及び関係機関は、応急対策活動中の安全確保のため、相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2節 災害救助法の適用

風水害等対策編第2章第6節のとおりとする。但し、大規模な危険物等事故災害について、災害救助法施行令第1条に基づき法の適用を決定したときは内閣総理大臣に情報を提供する。

第3節 災害拡大防止対策

危険物等の事故災害発生に伴い、危険物の流出や爆発の危険がある場合、適切な避難誘導や危険物への応急対策を実施する。

第1 災害の拡大防止活動

- 1 事業者は、危険物等の事故災害時に的確に応急点検及び応急措置等を講じる。
- 2 市、消防本部、県及び県警察本部及は、危険物等事故の災害時に危険物等の流出・拡散の防止、流出した危険物の除去、環境モニタリングを始め、住民等の避難、事業者に対する応急措置命令、危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を実施する。

第2 災害拡大防止のための交通制限及び緊急輸送活動

1 交通の状況の把握

市、県、県警察本部及び道路管理者は、現場の警察官、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

2 交通規制・誘導

市、県警察本部及び道路管理者は、緊急輸送を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて警備業者との応援協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。交通規制にあたって、関係機関は相互に密接な連絡をとる。

第3 危険物等の大量流出に対する応急措置

市、消防本部、県及び県警察本部は、危険物等が河川等に大量流出した場合、直ちに関係機関と協力の上、環境モニタリング、危険物等の処理等必要な措置を講じる。また、防除措置を実施するに当たっては、必要な資機材を迅速に調達するものとし、危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講じる。

第4 避難対策

危険物等事故災害による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市が行う避難対策は、風水害等対策編第2章第7節に準ずる。

第4節 救助・救急、医療及び消火活動

関係機関は連携して、救助・救急、医療活動及び消火活動を実施する。また、危険物等の事故災害発生時には、消防機関は応援体制により各種活動を行う。

第1 救助・救急活動

- 1 市、消防本部、県及び県警察本部は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努め、必要に応じ、非常災害対策本部、現地対策本部等国の各機関、他の地方公共団体に応援を要請する。
- 2 事業者は、事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努める。
- 3 救助・救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行するものとする。また、必要に応じ、民間からの協力等により、救助・救急のための資機材を確保し、効率的な救助・救急活動を行うものとする。

第2 医療活動

医療機関は、負傷者等に対する医療活動を行うとともに、患者の急増等に対応するため、相互に密接な情報交換を図り、必要に応じて、他の医療機関等に協力を求めるよう努める。

第3 消火活動

- 1 消防機関、自衛消防組織等は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。
- 2 県は、必要に応じ、関係機関との総合調整及び他の機関への応援依頼等を行う。

第5節 広報対策

第1部火災対策編第3章第7節に準ずる。

第6節 放射性同位元素等取扱施設事故応急対策

R I 施設の事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

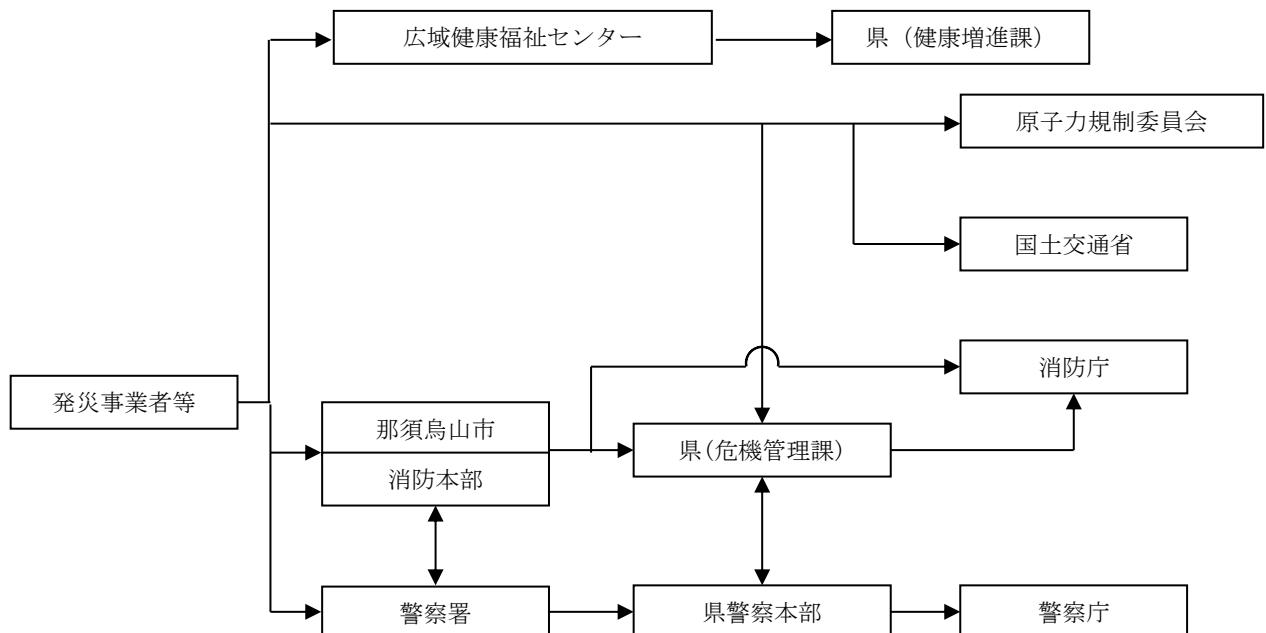
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

R I 施設における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

R I 等取扱事業者は、放射性物質による災害が発生するおそれがある場合は、直ちに国、県、市及び警察に連絡する。

第3 県等の対策

- 1 県は、放射性物質の拡散等について、保健環境センター等で常時行っているモニタリング調査の測定結果を消防機関等に提供する。
- 2 県は、広域健康福祉センターに配備されているサーベイメータや消防本部等から貸与されたものにより、周辺地域の放射線量の測定を行い、その情報を速やかに提供する。
- 3 事故の通報を受けた警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4 市、消防機関の対策

- 1 事故の通報を受けた消防本部は、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、R I 等取扱事業者と協力して、人命救助、避難誘導等必要な措置を実施する。
- 2 管理区域内における注水は、放射性物質の飛散を招くおそれがあるため、消防本部は、施設関係者と連携をとりながら状況の把握に努め、棒状注水を避け、低速噴霧注水でかつ必要最小限の水量とする。
- 3 市及び消防本部は、汚染水による身体汚染を防止するため、防水性を有する防護服等を着装するなど隊員の放射線被ばくを最小限に抑えることに留意し、応急活動を実施する。
- 4 市及び消防本部は、住民の安全と健康を守るため、住民への情報の提供や避難措置等を迅速かつ的確に実施する。

第7節 放射性物質運搬事故応急対策

放射性物質運搬事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

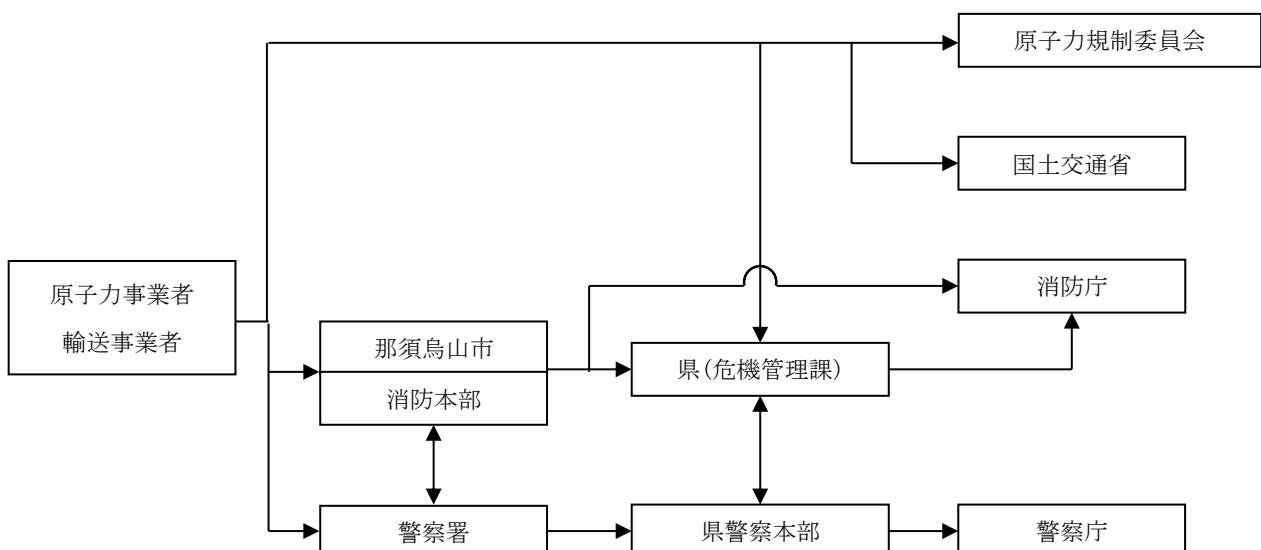
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

放射性物質運搬時における事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者の対策

- 原子力防災管理者は、核燃料物質等の事業所外運搬中に原子力災害対策特別措置法第10条第1項に規定された通報すべき事象（以下「特定事象」という。）発見後又は発見の通報を受けた場合、国、県、市、警察機関、消防機関など関係機関に文書で送信する。さらに、主要な機関等に対しては、その着信を確認し、以後、応急対策の活動状況等を随時連絡する。
- 原子力事業者は、直ちに携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定、汚染・漏洩の拡大防止対策、遮蔽対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図り、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者等に要員及び資機材の派遣要請を行う。

第3 県等の対策

事故の通報を受けた警察署は、事故の状況の把握に努めるとともに、事故の状況に応じて、警察職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等と協力して、人命救助、避難誘導、交通規制等必要な措置を実施する。

第4 市、消防機関の対策

事故の通報を受けた市及び消防本部は、直ちにその旨を県に報告するとともに、事故の状況の把握に努め、事故の状況に応じて、消防職員の安全確保を図りながら、原子力事業者等に協力して、火災の消火、救助、救急等必要な措置を実施する。

第8節 石油類等危険物事故応急対策

石油類等危険物事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

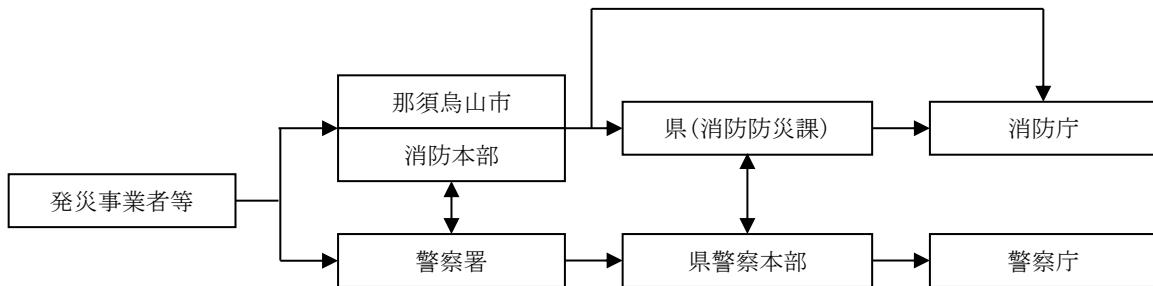
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

石油類等危険物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 火災・爆発応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には災害の拡大を防止するため、関連する施設及び装置等の緊急停止を行うとともに、被災施設、関連施設の点検を実施する。
- (4) 危険物等施設の被害状況、付近の状況等について十分考慮し、状況に応じた初期消火や流出防止措置を行う。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県等の対策

県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

3 市、消防本部の対策

- (1) 市は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。

第3 漏洩応急対策

1 危険物取扱事業所等の対策

- (1) 災害が発生した場合、消防、警察等関係機関に速やかに通報し、協力体制を確立する。
- (2) 災害が発生した場合、あらかじめ定めた自衛消防組織等の活動要領に基づき自主防災活動を行う。
- (3) 災害発生時には、直ちに土のう措置、排水溝閉止、オイルフェンス展張等により危険物の流出防止に努める。
- (4) 事故の発生状況、危険物の性状に対応した液面被膜措置やガス検知器等の活用による引火防止措置、さらには漏洩危険物の回収措置を実施する。
- (5) 地域住民の安全を図るため、発災した場合は、速やかに周知し、避難誘導等適切な措置を講じるとともに、関係機関に住民への広報や避難誘導等の協力を求める。

2 県の対策

- (1) 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、水質汚染状況を監視し、把握情報を隨時関係機関へ提供するとともに、事業者への必要な指導を行う。

3 河川管理者等の対策

- (1) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、パトロールによる監視を実施するとともに必要な場合は適切な応急対策を実施する。
- (2) 河川管理者、河川以外の水路等の管理者は、オイルフェンスの拡張など危険物の拡散を防止するとともに、必要な場合は吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。

4 市、消防本部の対策

- (1) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限を行う。
- (2) 消防本部は、土のう設置により危険物等の河川等への流出を防止するなど、漏洩範囲を最小に止める措置をとるとともに、危険物の性状を把握し、引火による火災発生を防止する措置を実施する。また、必要な場合は、吸着マット等回収資機材を活用し回収作業を実施する。
- (3) 市は、被害の状況により警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。

第9節 ガス事故応急対策

ガス事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

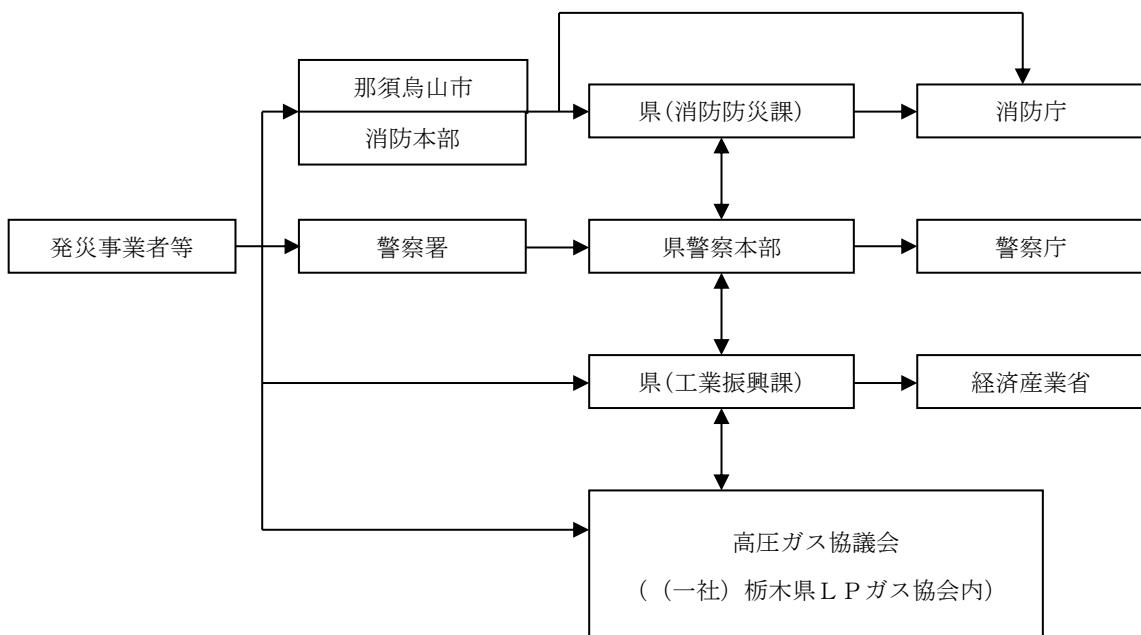
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)～(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

高压ガス事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 L.P.ガス・高压ガス

1 販売事業者、高压ガス事業者等の対策

(1) 速やかな応急措置の実施

① 販売事業者等は、二次災害を防止するため、住民に対する火気使用禁止、容器のバルブ閉止等の広報を行い、消防機関等関係機関と連携しながら適切な措置を講じる。

② 事業者は、直ちに応急点検を実施し、施設配管の各種弁類等の緊急遮断等応急措置によりガス漏洩防止を図るとともに、県、消防本部、警察及び高压ガス協議会等関係機関に速やかに通報する。

(2) 応援・協力

① 販売事業者等は、応急措置や復旧に当たっては、人員、資機材等に関し相互に応援、協力する。

② 高压ガス協議会等各支部内での対応が困難な場合は、高压ガス協議会は、応援、協力について調

整を行い、的確な応急措置、復旧措置を講じる。

- ③ 高圧ガス事業者は、自らの防御措置では対応が不可能な場合には、高圧ガス協議会等防災関係機関と連携を図り、指定防災事業所に応援を要請する。
- ④ 高圧ガス協議会等防災関係機関は、協力要請に基づき、消防本部、警察署等防災関係機関との密接な連携の下、事業所の実施する応急対策に協力する。

2 県等の対策

- (1) 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- (2) 県は、被害の状況や応急対策の活動状況等を常時把握し、関係機関と連絡を取りながら、必要に応じて防災資機材の調達、県保有の化学消火薬剤の支援を行う。
- (3) 県（環境森林部）は、特定物質（大気汚染防止法）による事故について市町を支援し、周辺の大気の状況等を監視し、事業者等への必要な指導を行う。

3 市、消防本部の対策

- (1) 市は、被害の状況により所轄警察署等と協力して避難区域又は警戒区域を判断し、区域内住民への広報、避難誘導を行う。
- (2) 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限を行う。
- (3) 消防本部は、高圧ガスの性状を把握し、消火活動、注水冷却措置等必要な措置を講じる。
- (4) 消防本部は、ガス濃度測定を適時に実施するほか、ガスの性状を踏まえたガス滞留予測により、爆発等二次災害に留意して活動する。

第10節 火薬類事故応急対策

火薬類事故発生時の情報伝達を迅速かつ的確に行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

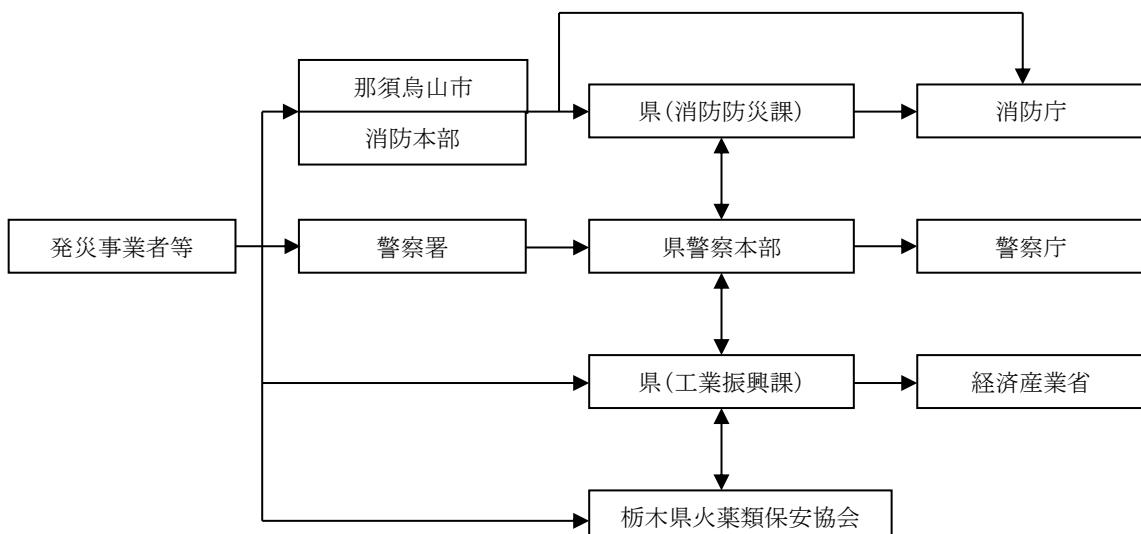
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)~(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)～(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

火薬類事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- 1 火災等により火薬庫等が危険な状態となるおそれがある場合、貯蔵火薬類を安全地域に移送する余裕がある場合は移送し、かつ見張り人をつける。
 - 2 移送する余裕がない場合等には、火薬類を水中に沈める等安全な措置を講じる。
 - 3 火薬庫の入口等を目土等で完全に密封するなど安全の措置を講じ、必要があれば付近の住民に避難するよう警告する。
 - 4 安定度に異常を呈した火薬類等は廃棄する。

第3 県等の対策

- 1 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
 - 2 県は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握するとともに、必要な被害規模に関する概括的な情報の把握に努め、市へ県が実施する応急対策の活動状況等を連絡するなど警察や消防関係機関等と密接な連携の下、事業者等に対し、適切な応急措置のための指導助言を行う。

第4 市、消防本部の対策

- 1 市は、災害時における緊急通報体制を活用して、災害状況を把握し、必要に応じ住民の避難誘導、立入禁止区域の設定等を行い危害防止に努めるとともに、県に応急対策の活動状況、応援の必要性等について報告する。
- 2 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限を行う。

第11節 毒物・劇物事故応急対策

毒物・劇物事故発生時の情報伝達を行うとともに、関係機関が一体となり応急対策を実施する。

第1 情報の収集・伝達

1 被害状況等の情報収集・伝達

(1) 発見者の通報義務

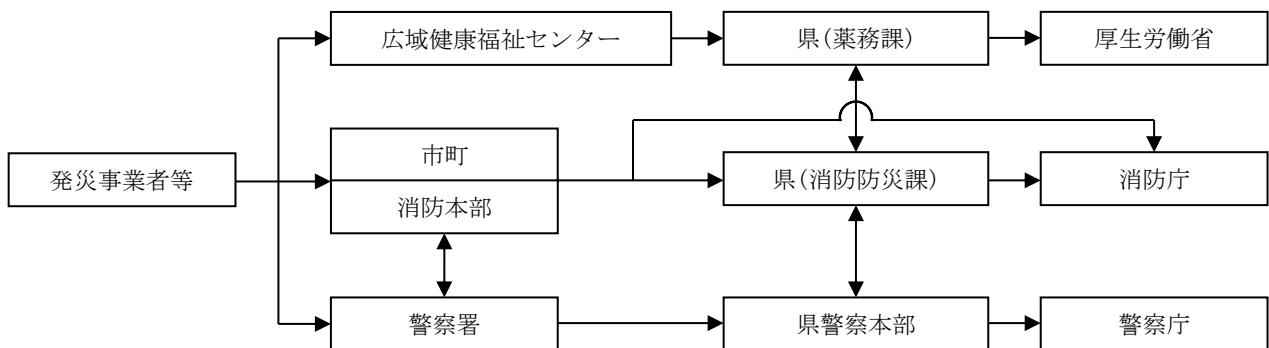
危険物等事故災害が発生するおそれのある異常な現象や災害による被害を発見したときは、遅滞なく市、警察、消防に通報する。

(2)~(3)

第1部火災対策編第3章第2節第2の1の(1)~(2)に準ずる。

2 情報の収集・伝達系統

毒物・劇物事故災害の情報の収集・伝達系統は、次のとおりとする。



第2 事業者等の対策

- 1 毒物・劇物の流出等の災害が発生し、周辺住民の健康被害のおそれが生じた場合には、市、県、消防本部、警察等へ通報する。
- 2 漏洩、流出した毒物・劇物の中和処理等の応急措置を実施し、周辺住民の安全を確保するための措置を講じる。
- 3 災害が発生した場合は、直ちに貯蔵設備等の応急点検や必要な災害防止措置を講じる。

第3 県等の対策

- 1 県は、災害の状況を把握し、消防、警察等関係機関と連携して事業者に対して必要な措置の実施を指導する。
- 2 県は、状況に応じて医療機関へ連絡し、毒物・劇物の化学的特性に関する情報提供を行う。
- 3 県及び県警察本部は、被害状況等の情報収集に努めるとともに、県警察は、必要に応じ危険区域への立入制限、交通規制を行う。
- 4 県（環境森林部）は、大気汚染及び水質汚濁の状況を監視し、把握情報を隨時関係機関へ提供するとともに、事業者等への必要な指導を行う。

第4 市、消防本部の対策

- 1 市は、状況により周辺住民への周知、避難指示、避難誘導、立入禁止区域の設定等の措置を講じる。
- 2 消防本部は、必要に応じ危険区域への立入制限を行う。

第4章 復旧

第1節 復旧

被害状況を的確に調査し、速やかに復旧計画を策定するとともに、早期に復旧事業を実施する。

第1 施設の復旧

市、県及び事業者等は、危険物事故災害に伴う施設の被害状況に応じ、関係機関と協力し、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑に被災した施設の復旧事業を行う。

復旧に当たっては、可能な限り復旧予定時期を明示する。